

お知らせ

市内在住の65歳以上の皆さんへ

福祉タクシーの利用券を交付しています

▶申し込み・問い合わせ 福祉課 ☎73-3015

- 対象**
次の条件を全て満たす人
①4月1日現在で、市内に住所を有している満65歳以上の人
②運転免許証（原付を含む）を持っていない人「返納した人・失効した人・取得したことがない人が対象」
※新たに該当する人や福祉タクシー利用券対象者登録をしていない人は、福祉課または各支所で登録をしてください。
- 利用券交付額**
1年につき 8,000円分
- 注意事項**
・タクシー利用券、バス回数券は、交付された本人のみ使用できません。
・不正使用や不正申請などがあつた場合は、タクシー利用券の返還や受け取り資格を取り消す場合があります。
・すでに登録済みの人で、タクシー利用券が不要な人は、福祉課までご連絡ください。
- コミュニティバスにも利用できます**
1,000円分の福祉タクシー利用券を、コミュニティバス乗車回数券と交換利用できます。バス乗車時に交換してください。

くらし

ごみを出しに行くことに困っている皆さんへ

「高齢者等ごみ出し支援事業」を開始します

▶申し込み・問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

- 対象**
自ら集積場までごみを出しに行くことが困難な人を対象に、自宅玄関先までごみの収集に行きます。
- 対象**
市内在住の世帯全員が、次のいずれかに該当する世帯
①要支援1から要介護5までのいずれかの認定を受けている
②身体障害者手帳の交付を受けている
③療育手帳の交付を受けている
④精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療受給者証（精神通院医療）の交付を受けている
⑤特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている
- 収集回数**
週に1回（粗大ごみは対象外）
※ごみが出ていない場合には、声掛けによる安否確認をします。
- 利用料**
1世帯につき
1カ月 1,000円
※口座振替
- 申し込み先**
環境衛生課
※親族やケアマネージャーなどによる代理申請もできます。



健康

高齢者用23価肺炎球菌ワクチン予防接種（定期接種）を受けましょう

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

- 対象**
①令和5年度中に満65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳を迎える人
②60〜64歳で心臓、じん臓、もしくは呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい、身体障害者手帳1級に該当する人
※過去に23価肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことのある人は対象外となります。
- 接種期間**
①の対象者 令和6年3月31日まで
②の対象者 65歳を迎える年度の末日まで
※接種期間を過ぎると任意接種扱いとなり、全額自己負担となります。
- 接種費用** 2,000円
※生活保護世帯または市民税非課税世帯の人は、予防接種を受ける際に証明書類を医療機関に提出することで、接種費用が無料になります。
- 接種方法**
医療機関に事前予約し、当日は予防票などを持参してください。

くらし

有機肥料の「ハイクリーンかがわ」を使ってみませんか？

▶問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

し尿・浄化槽汚泥を強制発酵させた完全有機肥料の「ハイクリーンかがわ」を予約販売しています。

予約先（販売委託先）
高瀬協同運輸株式会社
☎72・1234

受付期間
月曜〜金曜（年末年始・祝日除く）
午前9時〜午後5時

引き渡し日時
木曜、土曜（年末年始・祝日除く）
午前9時〜午後5時

引き渡し場所
高瀬協同運輸(株)倉庫
（高瀬町下勝間1339番地2）

販売価格 1袋15kg入り 50円
※10袋単位で販売
※代金は、引き渡し時に担当者へ直接お支払いください。

注意事項
肥料の車両への積み込みは、購入者でお願いします。車両の積載重量は必ず守ってください。

健康

国保人間ドックの受け付けを開始します

▶申し込み・問い合わせ 健康課 ☎73-3014

- 対象者**
国民健康保険加入者で、昭和24年4月1日〜昭和59年3月31日生まれの人
※保険証の適用開始年月日が、4月1日以前の人に限りです。
- 申し込み方法**
3月下旬に郵送した案内を確認し、健康課または各支所へ提出してください。
※今年度は先着順ではありません。
- 申込期間**
4月4日（火）〜14日（金）
午前8時30分〜午後5時15分（土日・祝を除く）
※提出期間厳守
※本庁では、4月9日（日）も受け付けします。

健康

シニアドックを実施します

▶申し込み・問い合わせ
みとよ市民病院 ☎83-3001

- みとよ市民病院では、シニアドックを実施します。
- 対象**
①昭和24年3月31日以前に生まれた人
②75歳未満で後期高齢者保険証を持っている人
- 受付期間**
4月3日（月）〜28日（金）
午前8時30分〜午後4時30分

お知らせ

ご存じですか？

遺児年金を支給しています

▶申し込み・問い合わせ 子育て支援課 ☎73-3016

- 次の対象者には、申請により遺児年金を支給しています。
- 対象**
・市内に住所を有し、「遺児」の親権を行う人
・現に「遺児」を監護している人
・「遺児」とは、市内に住所を有する義務教育終了前の子どもであつて、次のいずれかに該当する人
①父母が死亡
②父または母が死亡
③父母またはその一方が1年以上生死不明
※ただし、離婚後に死亡した場合や離婚後に生死が分からなくなった場合は該当しません。
- 支給額**
遺児1人につき年額 12万円
※年3回（7月・11月・3月）支給
- 申込先**
子育て支援課または各支所
※現在、遺児年金を受給している人には「現況届」を送付しますので、4月28日（金）までに提出してください。
-